

# 本当は怖い遺言の失敗

ビレッジ開発 営業部の ニコニコ相続通信

2016年夏号

### 遺言書例

私は、私の遺産について、次のとおり遺言する。

一、妻●●花子(昭和○年十月一日生)に対しては次の財産を相続させる。

- ① ●●県●●市●●1-2-3  
宅地 ○○平方メートル
- ② 同地同番地 家屋番号 五番  
居宅 木造瓦葺二階建  
一階 ○○平方メートル  
二階 ○○平方メートル

二、長女●●さくら(昭和○年三月十五日生)には、次の財産を相続させる。

- ① ●●銀行本店営業部の私名義のすべての預金債権

三、長男●●一郎(昭和○年八月八日生)には、次の財産を相続させる。

- ① 株式会社○○商事の株式一万株

タイトルはなくても有効ですが、書いた方がよいでしょう。自筆証書遺言の場合は、全分自書で書く必要があります。

遺言の相手方については、自分との続柄、生年月日で特定し、第三者の場合は、住所も記しておくよいでしょう。

遺産が不動産の場合、登記事項証明書とおり正確に記載しましょう。

預貯金、株式その他の財産についても、客観的な資料からできるだけ詳しく正確に特定しましょう。

四、一条~三条に記載した以外の私の財産のすべてを妻●●花子に相続させる。

五、××××××××××××××××××  
司法書士 今井裕司 を遺言執行者に指定する。  
権限~略

付言事項

私の人生は、愛する妻と愛すべき二人の子どもに恵まれて幸せでした。妻花子の今後の生活のことを考えてこの遺言書をつくりたい。さくらと一郎は母さんのことを大事に、私の死後も家族仲良く生活していってほしいことを願います。

平成二十八年一月一日

××××××××××××××××××

●●辰夫 印

このように定めておけば、遺言書に書かれた以外の財産が出てきたときに、遺産分割協議なく妻が相続できます。

遺言の内容をより確実に実現するため、遺言執行者を指定しておきましょう。

名前、印鑑、日付は必須です。日付まできちんと書いてください。平成●年●月●日吉日はNGです。

みなさん、こんにちは。  
相続専門 司法書士 の今井裕司です。  
今回は、「遺言書の失敗事例」についてです。

弊事務所では、年間400件超の相続・遺言に関する相談を頂いておりますが、その中でよく見かける遺言の失敗事例をご紹介します。

## 失敗事例 ① 遺言執行者をつけていない 又は 執行者の権限を明記していない

遺言者が万が一を迎えた時、その遺言の内容を実現する必要があります。遺言内容を実現する人が遺言執行者です。一般の方が作成された遺言書の中には、この遺言執行者を選任していないケースが散見されます。遺言執行者をつけていない場合、預金の解約・名義変更をする際、金融機関から相続人全員の印鑑を求められるケースがあります。また、執行者に貸金庫の開扉権限を与えていない場合、相続人全員の同席を求められたりします。つまり、せっかく遺言書をつくっても、遺言執行者がついていなければ、結局相続人全員の関与が必要になり、遺言書を作成した意味そのものを失う事にもなります。

## 失敗事例 ② 書き方が間違っている。

ご自身のみで作成した自筆遺言書の場合、相続人に「相続させる」と書くべきところを、「贈与する」とか「任せる」と書かれているケースがあります。この表現では、不動産の名義変更をすることができず、結局、相続人全員の押印が必要になり、やはり遺言書を作成した意味を失います。

### 失敗事例 ③ 相続税を考慮していない

配偶者控除などの税額控除を考えずに作成した遺言書のため、余計に相続税を3000万払うことになる事例や、遺言書どおりに分けると、広大地評価が使えず、余計に1000万相続税を支払うケースもありました。

このような場合、遺言とは別に、相続人全員の間で遺産分割協議が整えば、相続税を減らすことも可能ですが、遺産分割で揉めてしまうと、そのままの相続税を支払う事になります。

遺言書は、作成段階での相続税シミュレーションが肝要なのです。

### 失敗事例 ④ 相続人が先に亡くなってしまった。

長男に相続させる内容の遺言書を作成したが、その長男が先に亡くなってしまった場合、遺言書は無効となり、相続人全員の印鑑が必要になります。

対処法として、「補充遺言」と言いますが、「まずは長男に相続させる。もし長男が先に死亡していた場合は、孫に相続させる」といった形で遺言に条件をつけて書くこともできます。

### 失敗事例 ⑤ 遺留分を考慮していない

遺留分の事をまったく考えていない遺言書だと、後日、他の相続人から遺留分請求を受け、現金を用意する事になります。

対処法としては、遺言を作成する段階で、遺留分相当の利用価値のない財産を相手に相続させたり、遺留分請求の対象財産の順番を指定する事もできます。

### 失敗事例 ⑥ 遺言書が使われない

遺言執行者に選んだ人が手続してくれず、相続人全員の遺産分割協議で、故人の遺志とは全くちがう形で遺産分割がされたケースもあります。

確実に故人の遺志を尊重し、実現してくれる人物を、遺言執行者に指定することが必要です。

以上のとおり、遺言書は、ただ作れば終わりというものではありません。

遺言は、作成 → 保管 → 執行（実現）のすべての段階が重要なのです。

いざという時、実際に使える遺言を、元気な今のうちに、しっかり考えて作成する必要があります。

無料での個別相談や遺言書のチェックも行っておりますので、不安な方はお気軽にご相談下さい。

株式会社ビレッジ開発

担当 下村太一郎・外山 稔・西 徹

TEL 0566-71-0300

FAX 0566-77-4059



文章作成者

刈谷駅前・相続相談室 相続専門司法書士

刈谷市相生町 2-29-2 K-front ビル 3階

司法書士あいち司法&相続 代表 今井裕司